

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01321

研究課題名（和文）「市場と政府」に対する国際経済枠組の規律アプローチの分析

研究課題名（英文）Exploration of International Economic Regulation to Manage the Relationship between "Market and Government"

研究代表者

関根 豪政（Sekine, Takemasa）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：60736510

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際的な経済情勢の展開の中で「市場と政府」の関係はどのように変化しているかという命題に対して、政府調達規律の分析、公共サービス概念の国際的な発展、デジタル企業の活動に対する国家介入、インフラ開発への対処について分析を行った。研究期間においては、新型コロナウイルスの影響や経済安全保障概念の台頭という大きな変化が見られた中で、総じて市場への政府介入の拡大が見られたことを解析した。例えば、政府調達については、政府調達における補助金問題に対して一層拡大的に規制が行われる傾向が見られたが、これは一方的な規律拡大で国際的な理解を得られるかについて疑問があることを本研究では明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、国際的な経済情勢の変化は、政府が市場に介入する機会を拡大する形で構造変化をもたらしているが、多くの国が単独で独善的な行動を進めており、今までのような国際的に規律を発展させる機運が弱まっている危険な状態であることを指摘してきた。我が国においても、他国の動向に合わせた経済政策が必要があることは論を俟たないが、過度な一方的な行動を抑制することにも注力する必要があることを明確にすることを試みた。このように、多数国間枠組と一方主義が併存する時代において、自由貿易協定などの小規模な枠組みを活用しつつ、多数国的枠組につなげる方策を模索したことに学術的・社会的意義があると思われる。

研究成果の概要（英文）：This research analyzed, from the legal aspect, how the relationship between "market and government" is developing under the current international economic relations. For that purpose, the research explored four issues: (i) progress of government procurement disciplines, (ii) international development of the concept of "public services", (iii) government intervention to digital industries, and (iv) strategies for infrastructure development. During the research period, partly due to the COVID-19 outbreak and the advancement of strategic economic statecraft, we found that there are gradual expansion of intervention to markets by governments. In the case of government procurement, for instance, there were some movements to strengthen subsidy regulations in certain situations. However, those regulations were with unilateral nature, and it is questionable whether those unilateral actions would be accepted by the international society in general.

研究分野：経済法、国際経済法

キーワード：国際貿易機関（WTO） 自由貿易協定（FTA） 一帯一路 政府調達

1. 研究開始当初の背景

現在の国際経済の情勢下においては、「市場と政府」の関係についての注目は高まる一方である。中国やロシア等、自由市場主義とは一線を画す国が国際経済関係でより大きな影響を持つようになってきているのみならず、伝統的に自由競争や自由貿易を推進していた欧米諸国も、経済安全保障の名の下に国家が経済へ介入する傾向を強めている。これは、これまでの多数国間枠組における協調的な国際ルールの制定から、一方的、あるいは有志によるルール形成が加速している形として具現化している。よって、これら一方的、あるいは地域的な政策についての法的な分析と評価が早急に必要となっている状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、「市場と政府」の問題について、各論の分析を通じた実証的かつボトムアップでの研究を目指した。すなわち、WTO 等における政府調達規律の分析、公共サービス概念の国際的な発展の追跡と考察、情報技術企業の活動に対する国家介入への国際ルールの確立、インフラ開発に対する対処という4つの各論を取り上げ、それらにおいて「市場」と「政府」がどのように機能しているか解析した。これまで国際経済法分野における「市場と政府」の関係については、総論的視点から分析したものが多かったが、本研究は、それら過去の研究と相互補完的な機能を果たすことが期待できる各論的分析を目指すものであった。

3. 研究の方法

本研究は基本的には文献調査と、研究報告会を通じた意見交換を通じて調査を行った。政府調達については、WTO における枠組を中心とした研究であったが、その研究に際しては EU の公共調達分野における議論の展開が大変参考になった。特に、公共調達に関する研究書籍やコメントリーが多く存在するため、これを調達して分析しつつ、自己の見解を醸成させた。

研究報告については、新型コロナウイルスの影響で、オンラインでの小規模人数による研究会を行った。年4回程度のペースで研究についての意見交換を行い、時には外部の研究者も含めて意見交換を重ねた(例えば、2023年2月に横浜国立大学において研究会を開催)。

本研究においては、国外の研究者との共同研究会の開催を目指していたが、新型コロナウイルスに伴う渡航困難性により、研究メンバーを全て含めた形での研究会開催には至らなかった。しかし、本研究機関においても人脈を広げることができたため、国際的な研究会開催は今後の課題としたい。

4. 研究成果

研究成果としては、4つの研究の軸に沿って以下のような成果が存在する。

(1) 政府調達規律の分析

政府調達規律の分析については2つの研究成果を出している。まず、2021年12月に、関根豪政「我が国の政府調達苦情処理体制における WTO 政府調達協定の解釈の展開」柳原正治他『国際法秩序とグローバル経済』(信山社)を公表した。この論文では、日本の政府調達苦情処理において WTO 政府調達協定の解釈の集積が見られることを受けて、国内制度である苦情処理制度下でどのように国際的な協定の解釈が進められているかを分析した。政府調達の分野においては、国際紛争における具体的事例が多くないため、我が国における解釈を解析することで、WTO 政府調達協定や各自由貿易協定で展開されている国際的な政府調達規律に示唆を与えることが期待される。

2つ目の研究成果が、2022年11月に公表された関根豪政「外国補助金を受けた企業結合に対する規制 EU における取組と日本への示唆」日本国際経済法学会年報 31号(198-216頁)である。本研究では、企業結合や政府調達に際して越境的に交付される補助金(外国補助金)に対する規制を EU が先行的に導入したことを受けて、その意義と妥当性について検討を行った。これを基礎に、より政府調達に焦点を当てた成果として「政府調達における外国補助金の規制: EU 規則の意義と課題」と題した論文が脱稿済みであるが、これについては研究期間内での公表には至らなかった。

これらの研究を通じて、政府調達の分野においては、調達条件を詳細にする形での政府介入が増えている傾向があり(一時期の自由化や基本原則による規制からの退潮)、それが一方的に実施されているところに特徴があることを明らかにした。ただし、かかる一方的な行動は、内容に妥当性があるとしても、国際的なルール形成を阻害する要因にもなる危険性がある。たしかに、多数国間枠組でのルール形成が困難な現状では、一方主義への傾倒は合理的とも言えるが、他方で、自由貿易協定といった中間的な枠組み等がルール形成の場として適切に機能する可能性が高まっており、上記の研究ではその点の明確化と指摘を試みた。

(2) 公共サービス概念の国際的な発展

公共サービス概念の発展を正面から取り上げた研究成果を公表することはできなかったが、

各研究成果の中の一つの論点として検討することができた。例えば、政府調達や補助金規制においては、公共利益のために規律からの逸脱が許容されることになるが、EUはこの概念の拡充を図っている。この点、日本では当該論点についての注目度は低く、上述の政府調達苦情処理の分析においても、明確な事例として具体化していないことを発見した。しかしながら、実質的には公共利益と関連する論点が含まれる素地が存在しており、日本においても公共利益概念の検討が必要な状況にある。後述のデジタル分野においても、サイバーセキュリティやトラストの議論において、公共サービス概念の整理が必要となっている状況にあることを明らかにした。これら各論点の中で発見した公共サービス概念については、横断的な分析を行うまでには至らなかったため、これは今後の課題にしたい。

(3) デジタル分野における企業への国家介入への国際的な規制

本論点について、関根は2021年12月15日に“Japan's Strategy and Leadership in WTO Digital Trade Negotiation”と題する研究報告を、台湾の国立陽明交通大学主催のワークショップ(NYCU Law Faculty Workshop)において行った。本報告では、日本の自由貿易協定においてどのようにデジタル貿易に関する規律が形成されており、それが国際的な枠組みにどの程度の影響を及ぼすことになるのか検討した。日本の自由貿易協定におけるデジタル規律は相当に充実しており、国際的な議論の基礎を成す可能性があることを指摘した。

また、公表には至っていないが、脱稿済みの原稿として、Takemasa Sekine“Legal Framework for Data Free Flow with Trust (DFFT):Trade Agreements as Incubators to Enhance Trust of Data Transaction”が存在する。これは、英語の書籍の1章として公表される予定である。この研究成果は上記の研究報告と連動した研究成果であり、日本のみならず、各国の自由貿易協定におけるデジタル規律の発展を分析し、WTO等の多国間枠組でルール形成する際の課題と可能性について分析を行った。

これらの研究成果を通じて、デジタル分野における関連企業の規制に対して、国家介入に謙抑的な米国、より積極的な欧州、介入を相当に強める中国とでスタンスの相違が存在しており、国際的な収斂が容易ではないことを明らかにした。他方で、日本はこの分野に強くコミットしており、これらの国々を含めたルール形成に寄与する余地があることも発見できた。目下のところ、多数国間枠組においては、コアなルールの形成を追求して参加者が減少することを受容するのではなく、継続的な交渉を前提とした包括的な合意の形成を行う必要性を提示した。

(4) インフラ開発への対処

インフラ開発問題については、ウミリデノブの2つの成果を公表できている。1つ目がAlisher Umirdinov (2022)“Reforming the BRI from the Inside: Japan's Contribution via Soft Law Diplomacy”, *Journal of World Trade* 56, pp.471-496である。この研究では、中国の「一帯一路」構想を既存の国際経済ガバナンスの枠内に従わせることに日本が寄与するか検証し、インフラ投資規制に関する日本のソフトロー外交(いわゆる「質の高いインフラ投資」の概念)が一定の結果を出していることを明確にした。そして日本は、各サミットで様々なアジェンダが示されたとしても、インフラ投資の質を重視する立場を棚上げせず、これからも外交フォーラムなどで継続的に強く訴えていく必要があることを説いた。

2つ目の成果であるAlisher Umirdinov (2023)“Understanding China's One Belt One Road Initiative against the International Economic Law Landscape of Central Asia”, *名経法学* 47 巻, pp.471-496では、中国の一帯一路を分析した上で、中央アジアが主体性をもって対中対話を重ねていくこと、そしてハードロー(深いFTA)と経験に基づくソフトローの双方を通じた投資枠組を実現することの必要性を主張した。ここまでの研究では、中国投資の投資協定・自由貿易協定に関する国際経済公法的側面をメソレベル(meso level)で捉えたが、今後は中国投資に適用される対象国の対外国内経済法的側面をマクロレベルと、投資の担い手となる中国国企業に直接適用される国内法規制・企業行動をマイクロレベルとして捉えた研究を予定している。具体的には、世界国際経済法学会(SIEL)の2023年7月でのポゴタ大会において報告し、有力な英語雑誌に掲載できるよう準備を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Umirdinov, Alisher	4. 巻 56
2. 論文標題 Reforming the BRI from the Inside: Japan's Contribution via Soft Law Diplomacy	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of World Trade	6. 最初と最後の頁 471-496
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 関根豪政	4. 巻 31
2. 論文標題 外国補助金を受けた企業結合に対する規制 EUにおける取組と日本への示唆	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 198-216
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Alisher Umirdinov	4. 巻 46
2. 論文標題 Understanding China's 'One Belt One Road' Initiative against the International Economic Law Landscape of Central Asia	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 名経法学	6. 最初と最後の頁 1-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Takemasa Sekine
2. 発表標題 Japan's Strategy and Leadership in WTO Digital Trade Negotiation
3. 学会等名 NYCU Law Faculty Workshop: Current Issues in International Economic Law in Japan（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 関根豪政	4. 発行年 2021年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 国際貿易法入門	

1. 著者名 柳原 正治, 森川 幸一, 兼原 敦子, 濱田 太郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 614
3. 書名 国際法秩序とグローバル経済	

1. 著者名 Alisher Umirdinov	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Yuridik adabiyotlar publish	5. 総ページ数 144
3. 書名 Jahon Savdo Tashkiloti (World Trade Organization)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	ウミリデノブ アリシエル (Umirdinov Alisher) (10774599)	名古屋経済大学・法学部・准教授 (33923)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------